

関西広域連合関係

1 第42回関西広域連合委員会（平成26年3月1日）配布資料（抜粋）

- （1）道州制推進基本法案（骨子案）に係る意見について ページ
1
- （その他協議事項）
- ・ 関西エネルギープランについて

2 第43回関西広域連合委員会（平成26年3月27日）配布資料（抜粋）

- （1）近畿圏広域地方計画への対応について 7
- （その他協議事項）
- ・ 原子力防災対策に関する申し入れについて
 - ・ 平成26年度関西広域連合の体制について
 - ・ 関西防災・減災プラン風水害対策編について
 - ・ 関西防災・減災プラン感染症対策編（新型インフルエンザ等）について
 - ・ 関西防災・減災プラン感染症対策編（鳥インフルエンザ・口蹄疫等）について

3 第44回関西広域連合委員会（平成26年4月24日）配布資料（抜粋）

- （1）関西マスターズスポーツフェスティバル実行委員会の設立について .. 9
- （その他協議事項）
- ・ 今夏の電力需給対策について
 - ・ 琵琶湖・淀川流域対策の検討について
 - ・ 新たな「国土のグランドデザイン」（骨子）に対する意見について

4 第45回関西広域連合委員会（平成26年5月22日）配布資料（抜粋）

- （1）今夏の節電対策について 15
- （2）新たな「国土のグランドデザイン」（骨子）に対する意見について .. 19
- （3）はなやか関西・文化戦略会議の設置・検討について 26
- （4）ドクターヘリ事業の取組について 28
- （その他協議事項）
- ・ 平成27年度国の予算編成等に対する提案について

平成 26 年 3 月 1 日

自由民主党幹事長	石破 茂 様
自由民主党政務調査会長	高市 早苗 様
自由民主党道州制推進本部長	今村 雅弘 様

関西広域連合

連合長 兵庫県知事 井戸 敏三

道州制推進基本法案（骨子案）に係る意見について

平素は関西広域連合の取組に御理解・御支援を賜り、誠に有難く存じます。先般、自由民主党道州制推進本部から道州制推進基本法案（骨子案）の修正案が地方六団体あて示されました。

地方六団体の意見を丁寧に聴取されながら、法案（骨子案）を修正いただいていることについては、評価し、感謝申し上げます。

関西広域連合は、関西における広域行政の責任主体として様々な事務に取り組むとともに、道州制のあり方研究会を設置し、地方分権改革の視点から道州制についても議論を進めてきたところです。

こうした取組実績を基に、これまで関西広域連合として別添のとおり申し入れを行ってまいりましたが、この度の修正におきましても、「中央府省の解体再編や国会のあり方を含む国全体の統治機構のあり方」や「国が引き続き担う役割」、「基礎自治体とは何か」が明示されていないなど、道州制に係る重要事項が当該法案に基づき設置される「道州制国民会議」において調査審議することとされており、本質的には我々の懸念に応えるものではありません。

道州制はいうまでもなく、我が国の統治機構を抜本的に見直すものであり、地方の意見も十分に反映させながら国民的議論が展開されるべきです。そのためにも制度の根幹的な内容については、その概略や方向性を早急に明確にすべきと考えます。

また、国出先機関の地方への移管は、現行制度においても実現可能であり、道州制の議論に関わらず進めるべきですが、一部の事務・権限の単独府県への移譲が決定されたのみで、十分であるとは言えません。

つきましては、今後の基本法案のご検討にあたりましては、別添の当広域連合の意見を今一度御参考にされ、明確に反映いただきますようお願い致します。

「道州制基本法案（骨子案）」に対する申し入れ

標記法案（骨子案）については、自由民主党と公明党のワーキングチームで検討が進められ、早ければ今国会へ提出がなされるとの報道もあるところです。

この法案（骨子案）は、道州制の導入に向けた検討の基本的方向や手続きについて規定するもので、道州制に係る重要事項や制度設計の詳細については、この法案に基づき設置される「道州制国民会議」で調査審議がなされることになっています。

しかし、地方公共団体をはじめとする多くの関係者が共通イメージを持ったうえで国民的議論を呼び起こすためにも、制度の根幹的内容については、その概略や方向性を早急に明確にしたうえで、国民会議での調査審議を行うべきであると考えます。

道州制国民会議での検討にあたっては、分権型社会を実現するという本来の目的に鑑み、下記の項目について基本となる考え方を明らかにするよう求めます。

記

1 基本原則

地方分権改革の推進の目的を見失わないこと

道州制の検討にあたっては、わが国の中央集権体制を見直し、分権型社会を構築するという本来の目的を見失わないこと。

2 国・道州・基礎自治体のあり方

(1) 国が引き続き担う役割を具体的に限定列挙すべき

国、道州、基礎自治体の役割分担については、現在のところ、概念的・抽象的な整理しかなされていない。

国から道州へ移譲する事務を個々に明らかにしていくのではなく、国が引き続き担う役割を具体的に限定列挙すべきである。

(2) 国全体の統治機構のあり方を見直すべき

「道州制の基本的な方向」として真っ先に「都道府県の廃止」が挙がるなど、議論が広域自治体のあり方だけに終始している。中央府省や市町村のあり方を含めた国全体の統治機構の見直しが必要である。

中央府省に残る権限や国会が引き続き担う立法権限の範囲を明らかにした上で、中央府省・国の出先機関の解体再編や国会のあり方、基礎自治体の権能や組織なども議論すべきである。

そのうえで、国の機能強化や分権型社会実現の理念を明確に盛り込むべき。

また、全国で唯一の府県域を越える広域自治体として確実に取組を進めている関西広域連合の実情や仕組みについて十分な検証を行うべきである。

(3) 基本法案中の「基礎自治体」とは何か明らかにすべき

法案が「基礎自治体」という文言を用いる趣旨は何か。

「市町村」を一定の規模を持つ新たな「基礎自治体」に合併・再編することを想定しているのか。

「基礎自治体」は従前の市町村と異なり、その権限を強化することを前提としているのなら、そのための枠組みについて示される必要がある。

現行の市町村を前提とするのであれば、地理的・歴史的・文化的条件などにより、十分な権能を発揮できない団体も生じると考えられ、その補完について検討しておく必要がある。

(4) 大都市との関係を明確にすべき。

政令市をはじめとする大都市については、特別な制度の適用を含め、道州との関係について明確にすべき。

3 自立した道州と基礎自治体

(1) 自治立法権を確立すべき

道州の自治立法権をどこまで認め、併せて国会機能をどう再編するのか。国法と道州・基礎自治体の立法の関係を早急に明らかにする必要がある。

地方の立法権が拡充すれば、国会の役割の見直しの検討を要する。

(2) 自主執行権を確保すべき

国から大幅に移譲された事務・権限を道州が執行するにあたっては、原則国からの関与があってはならず、自らの判断と責任で行うこととすべきである。

道州に大幅な企画立案権が付与されるなら、中央府省の機能・役割も縮小することになり、その抜本的な再編は不可避となる。

(3) 自主組織権を尊重すべき

道州や基礎自治体の組織・体制のあり方を国が一律に決めることがあってはならず、道州・基礎自治体自身が多様な形態を柔軟に選択できるようにすべきである。

(4) 自主財政権を確立すべき

国・地方を通じて税収が不足するなかで、単純に道州に税源を移譲するだけで必要な財源が確保できるのか。それぞれの道州が財政的に自立した自治体として、持続可能な仕組みを提示しなければならない。

また、東京をはじめとした都市部に税源が偏在している現状を前提に、道州間や道州内の基礎自治体間で財政力格差を生じさせないよう財政調整のあり方を示す必要がある。

(5) 住民自治のあり方についても考えを示すべき

現行の都道府県よりもはるかに広大となる道州においては、政策決定の過程が住民から見えにくくなり、住民自治が機能しなくなる恐れがある。

また、基礎自治体が従来の市町村より規模・面積が広大になるのであれば、住民の意思を適切に反映できなくなる恐れがある。

4 憲法改正

憲法改正も視野に入れるべき

道州は一国の人口・経済規模に匹敵するほど巨大であり、わが国の統治システムを大きく変えるもの。

道州に大幅な自治立法権を認めるなど国・地方を通じた統治機構の改革をめざすためには、例えば、道州制を憲法上に明記する等、憲法改正も視野に入れるべきである。

5 地方の意見を反映した制度設計・手続き

(1) 地方の意見を反映すべき

道州制の制度設計を行うにあたっては、地域における地理的・歴史的・文化的条件を最大限考慮した制度とするため、多様かつ地域実情に即した地方の意見を反映する必要がある。

このため、道州制国民会議が設置された際には、全国で唯一の府県域を越える広域自治体であり、広域行政課題に対応実績のある関西広域連合の参画を可能にすること。

(2) 先行的取組として広域連合に国出先機関を移管すべき

わが国の統治機構を抜本的に見直すことから、まず十分な議論を尽くすことが必要である。

一方で、道州制の検討を理由に地方分権改革を停滞させてはならず、関西広域連合などの特別地方公共団体への国出先機関の移管を内容とする法律案を早期に国会に提出し、その成立を図ること。

平成25年5月10日

関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井戸敏三
副連合長	和歌山県知事	仁坂吉伸
委員	滋賀県知事	嘉田由紀子
委員	京都府知事	山田啓二
委員	大阪府知事	松井一郎
委員	鳥取県知事	平井伸治
委員	徳島県知事	飯泉嘉門
委員	京都市長	門川大作
委員	大阪市長	橋下徹
委員	堺市長	竹山修身
委員	神戸市長	矢田立郎

「近畿圏広域地方計画」への対応

平成 26 年 3 月 27 日
本 部 事 務 局

1 対応方針（11.21 連合委員会での合意より）

(1) 関西圏域の展望研究

平成 26 年度に、関西圏域の基本推計・主要シナリオを基にした課題抽出と政策コンセプトの展望研究を行い、成果を基に国に全国計画見直しに向けた提案を実施

(2) 近畿圏広域地方計画改定への参画

平成 27 年度以降、研究成果を基に、関西広域連合として近畿圏広域地方計画策定に積極的に関わることで、策定権限の移譲に向けて実績を示す

2 平成 26 年度以降の対応（案）

(1) 国への提案

平成 26 年度以降、①国出先機関の地方移管の継続的要請に加え、その突破口を開く取組の一つとして、②近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲、③策定権限の移譲が実現するまでの当分の間、実績を示すための近畿圏広域地方計画策定への参画等、を国へ提案

(2) 次期近畿圏広域地方計画(素案)の策定

策定権限の移譲が実現するまでの取組として、産官学の検討会を立ち上げ、次期近畿圏広域地方計画の基となる素案の策定を目指す

(3) 関西圏域の展望研究

平成 26 年度は、次期近畿圏広域地方計画(素案)の策定を視野に入れ、関西圏域の展望研究を行う

①「研究会群」による政策コンセプトの研究

研究テーマを設定し、テーマごとに著名な有識者を核とした「研究会群」を設置し、課題抽出及び政策コンセプトの研究を行う

研究テーマ例	研究内容イメージ
地域間競争が激化する中での関西経済のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスト東京五輪を睨み、世界の中で東京に対して関西が果たす役割 ・国際経済拠点、観光・文化交流拠点、高度人材集積拠点のあり方（最先端の科学技術基盤を活用した医療等のクラスターや、各地域の世界的な歴史・文化遺産群を核としたネットワーク型拠点の可能性等） ・拠点性を生み出すインセンティブのあり方（ミッシングリンクの解消、リダンダンスの確保に配慮した高速交通網(リア等)や、クラウドを活用した高速通信システムの構築とこれらを活かすしくみ等）等
人口減少社会における関西圏域の持続可能な地域構造のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・多自然居住地域、都市、都市周辺地域(ニュータウン)のあり方（都市と農村の近接性を活かした各地域の姿と交流のしくみ等） ・社会資本・空間管理のあり方とクラスター居住の可能性 ・住民の移動を支える地域内交通ネットワークの将来像 ・防災や環境の視点も踏まえた新しいまちづくりのあり方 等
新しいライフスタイルに対応した関西全体で支えあうしくみのあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・新たなライフスタイル・ワークスタイルのあり方（多様なコミュニティ・ビジネスの創設、二地域居住・テレワーク等の普及のしくみ） ・子ども、女性、若者、高齢者、それぞれが支え合うしくみのあり方（女性が働きながら子育てする関西の打ち出しとインセンティブのしくみ等） ・多重的な医療システム、健康寿命の延伸に向けた取組のあり方 等 ・海外からの移住者を活用するしくみの可能性

(参考) 政策コンセプトのイメージ

- 関西経済：世界から高度人材が集積する関西経済特別区域圏の創造等
- 地域構造：参画と協働による新しいクラスター型まちづくりの先導等
- 支え合い：CBを核にしたみんなで支え合う共助コミュニティの創造等

② 関西圏域の展望研究チームによる検討

構成府県市の担当課長等を構成員とする展望研究チームを設置し、研究会群を下支えする

- ※ 本部事務局計画課を事務局とし、展望研究チームの下に、本部事務局各課横断の「ワーキングチーム」を設置。各府県市のキーパーソンに意見聴取しながら、①基本推計及び主要シナリオ、②課題抽出・政策コンセプトの素案を検討

[参考] 「国土強靱化基本法」に基づく対応検討

地域計画の策定ガイドライン(*)の内容を早期に把握し、広域でとりまとめる必要のある項目について検討

- ※ 平成25年12月11日「国土強靱化基本法」施行。同17日政策大綱決定
平成26年5月の基本計画閣議決定に合わせ、各都道府県及び市町村による地域計画の策定ガイドライン(*)を策定予定

3 想定スケジュール

	25年度	26年度			27年度以降			
	展望研究						素案策定	計画改訂
次年度取組の検討	連合委員会		連合委員会		連合委員会			
国等への提案								
基本推計・シナリオ								
テーマ設定・研究			研究会群					
報告書とりまとめ								
次期近畿圏広域地方計画(素案)						産官学連携		
次期近畿圏広域地方計画							協議会	
(参考) 国土強靱化基本法に基づく取組								
基本計画・ガイドライン策定								
関連計画の改訂、地域計画策定								

平成 26 年 4 月 24 日
関西WMG2021 事務局

関西マスターズスポーツフェスティバル実行委員会の設立について

関西では、地域全域における生涯スポーツの気運の醸成を図り、関西を生涯スポーツの先進地とするため、「関西マスターズスポーツフェスティバル」を開催することとした。

その実行組織として、下記により構成員に諮り、「関西マスターズスポーツフェスティバル実行委員会」を設立する。

記

- (1) 関西マスターズスポーツフェスティバル実行委員会設立趣意書(案) …… 別添1
- (2) 関西マスターズスポーツフェスティバル基本方針(案) …… 別添2
- (3) 関西マスターズスポーツフェスティバル実行委員会規約(案) …… 別添3
- (4) 平成26年度関西マスターズスポーツフェスティバル収支予算書(案) …… 別添4

(別添1)

関西マスターズスポーツフェスティバル実行委員会設立趣意書(案)

関西では、地域全域における生涯スポーツの気運の醸成を図り、関西を生涯スポーツの先進地とするため、「関西マスターズスポーツフェスティバル」を開催することとしました。「関西マスターズスポーツフェスティバル」は、2021年開催の関西ワールドマスターズゲームズ2021とあわせて、関西を生涯スポーツの先進地とする強力なエンジンになると期待します。

超高齢社会を迎えようとしている今日、本フェスティバルを開催することは、生涯スポーツの普及と振興に加え、健康志向の活力ある高齢社会の実現、地域の活性化、関西文化の発信など、関西にとって多くの意義があります。誰もが参加できるオープン型の本フェスティバルについて着実な成功を収めるため、「関西マスターズスポーツフェスティバル実行委員会」を設立いたします。

平成26年4月 日

関西マスターズスポーツフェスティバル実行委員会

(別添2)

平成 26 年 4 月 日

関西マスターズスポーツフェスティバル事務局

関西マスターズスポーツフェスティバル基本方針(案)

- 1 「関西ワールドマスターズゲームズ 2021」開催に向け、生涯スポーツのすそ野を広げるため、誰もが参加できるオープン型の大会を目的に「関西マスターズスポーツフェスティバル」を開催する。
- 2 「関西マスターズスポーツフェスティバル」の対象となる競技種目については、関西ワールドマスターズゲームズ種目（コア・オプション）にとらわれず、生涯スポーツのムーブメントを醸成するため、関西各府県市の判断で、様々な競技種目を幅広く対象とする。
- 3 開催する大会は、「関西マスターズスポーツフェスティバル」及び「府県市〇〇〇スポーツ大会等（既存大会含む）」の冠称大会とする。将来的には、関西全体のスポーツ愛好者が参加できる関西全体大会の開催をめざす。
- 4 優勝者には「関西マスターズスポーツフェスティバル実行委員会会長」名義の表彰状を贈呈する。（11府県市共通）。
- 5 「関西マスターズスポーツフェスティバル」実行委員会は、関西冠称大会とすることから、各種大会の共催とする。

関西マスターズスポーツフェスティバル実行委員会規約 (案)

(名称)

第1条 本会は、関西マスターズスポーツフェスティバル実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、関西マスターズスポーツフェスティバル（以下「大会」という。）を開催することを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会の開催に必要な方針及び総合計画に関すること。
- (2) 開催府縣市等との連絡調整に関すること。
- (3) その他実行委員会の目的達成に必要な事業に関すること。

(構成)

第4条 実行委員会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 会長は、関西広域連合長をもって充てる。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 4 実行委員会に監事を置く。監事は、実行委員会の承認を得て会長が委嘱する。
- 5 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(委員の任期)

第5条 会長及び委員の任期は、実行委員会が解散するまでとする。

(議事)

第6条 実行委員会は、幹事会から報告のあった事項を審議し、決定又は承認する。

(会議)

第7条 会長は、必要に応じて実行委員会を招集する。

- 2 実行委員会は、委員の過半数で成立する。ただし、委員がやむを得ない理由により会議を欠席するときは、当該委員を選出した団体から代理人を出席させることができる。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決する。

(幹事会)

第8条 事業の円滑な運営のため、実行委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる関係機関及び関係団体から選出された者により構成する。
- 3 座長は、関西ワールドマスタースゲームズ2021準備委員会事務局長をもって充てる。
- 4 幹事会は次の各号に掲げる事項について検討し、実行委員会に報告する。
 - (1) 事業の方針及び総合計画に関すること。
 - (2) 実行委員会に提案する事項の調整に関すること。
 - (3) その他実行委員会が必要と認めた事項に関すること。

(事務局)

第9条 実行委員会、幹事会の事務を処理するため、関西ワールドマスタースゲームズ2021準備委員会事務局に事務局を置く。

(経費)

第10条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算・決算)

第11条 実行委員会の収支予算については、実行委員会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て、実行委員会の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第12条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 実行委員会の設立時の会計年度は、前項の規定にかかわらず、実行委員会の設立から始まるものとする。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成26年4月 日から施行する。

(別添4)

平成26年度 関西マスターズスポーツフェスティバル収支予算書(案)

収入の部

(単位:円)

項目	金額	備考
負担金	659,000	滋賀県(@26,000) 京都府(@44,000) 大阪府(@49,000) 兵庫県(@64,000) 和歌山県(@100,000) 徳島県(@99,000) 鳥取県(@36,000) 京都市(@39,000) 大阪市(@24,000) 堺市(@68,000) 神戸市(@110,000)
合計	659,000	

支出の部

(単位:円)

項目	金額	備考
事務局運営費	628,000	
(1)会議費	48,000	会場使用料等 @8,000×6回
(2)印刷・通信費	549,000	賞状代(用紙代、印刷代、筆耕代、送料含)
	6,000	会議資料印刷 @3,000(A4 1頁 500部)×2束
(3)備品費	25,000	公印代
予備費	31,000	
合計	659,000	

※千円未満切り上げ

今夏の節電対策について

平成26年5月22日

関西広域連合

関西電力管内における今夏の電力需給については、一定の節電を見込んだ上で、他電力からの融通を受けて、はじめて最低限必要な予備率が確保される見通しである。

しかし、融通を受ける中西日本エリア・東日本エリア全体の予備率が昨夏を下回っていることや、火力発電所の計画外停止のリスクが全国的に高まっていることなどから、関西の電力需給は昨夏より厳しい状況にある。

このため、関西広域連合としては、今夏を通じて電力需給がひっ迫することのないよう、府県民や事業者の皆様に対し、昨夏実績以上の日常的な節電を着実に実施していただくよう、呼びかけていく。

今夏の節電の呼びかけ内容

昨夏実績以上の節電の実施

(※ 昨夏の節電実績：平成22年度夏比11%減)

- 期間：平成26年7月1日（火）～平成26年9月30日（火）の平日
（8月13日（水）～15日（金）を除く）
- 時間：9：00～20：00
- 留意事項
 - 〔家庭〕
 - ・ 高齢者や乳幼児、体調が悪い方のおられるご家庭には、熱中症など健康上の支障をおよぼさない範囲での節電をお願いします。
 - 〔産業・業務〕
 - ・ 産業活動や病院、福祉施設、鉄道などのライフライン機能、都市機能等の維持に支障を生じない範囲での協力をお願いします。

1 広報・周知等

統一したロゴマーク（別添1）を活用し、関西が一体となって積極的に節電を呼びかける。

(1) 全般

- ・テレビ、ラジオ、広報紙、ホームページ、メルマガ等による広報（節電要請期間前に一斉、期間中は適宜）
- ・節電を呼びかけるポスター（別添2）の公共交通機関や集客施設と連携した広報・周知
- ・関西夏のエコスタイルの推進

(2) 家庭への働きかけ

- ・効果的な節電メニューをわかりやすく示した節電チラシ（別添3）の作成、ホームページ掲載、配布
- ・街頭啓発、キャンペーンの実施、各種イベントとのタイアップ等によるPR
- ・企業の従業員家庭への働きかけ（関西経済連合会との連携事業）
- ・節電・省エネ対策への補助・融資制度などのPR

(3) 産業、業務部門への働きかけ

- ・効果的な節電メニューをわかりやすく示した節電チラシ（別添4）の作成、ホームページ掲載、配布
- ・会報誌等への節電要請の掲載や節電チラシの配布等（経済団体、業界団体、商工会議所等との連携事業）
- ・節電・省エネ対策への補助・融資制度などのPR

2 家族でお出かけ節電キャンペーン

- ・昨夏（1556施設）以上のキャンペーン参加施設数を目指して取り組む
- ・高齢者福祉施設等との連携や、ご家庭・ご近所でのクールシェアの推進など、地域ごとに工夫を凝らして実施
- ・キャンペーン協賛施設等における節電ポスター掲示等による啓発の推進
- ・統一したキャンペーンキャラクター（別添5）を使用するとともに、ポスター、チラシ（別添6、7）の、電車バス等の公共交通機関と連携した広報・周知
- ・公共交通機関の利用の呼びかけ
- ・環境省の地球温暖化防止国民運動事業が推進する「クールシェア」との連携による周知の強化

3 構成府県市の率先的な取組み事例

- ・ 電力使用量の削減（照明やエレベータの間引き、空調温度管理の徹底など）
- ・ LED照明やLED信号機等、省エネタイプの機器の率先導入
- ・ 見える化設備やBEMSの導入、省エネチューニング等による電力需要の抑制
- ・ 関西夏のエコスタイルの徹底
- ・ その他ノー残業デーの徹底、サマータイムの実施 など

4 電力需給ひっ迫時の対応

万一の電力需給ひっ迫時における市町村、府県民、関係機関等への緊急メールの発信、節電の要請等。

5 関西電力との連携

- ・ 電力需給の次週予測とその実績の報告
- ・ 最大電力と気温の推移や、用途別・地域別の電力量実績の定期的な報告
- ・ 供給力に支障をきたすトラブルの発生等の連絡（発生次第）

〔参考：関西電力の主な取組〕

○ 日常的な取組

- ・ 関西電力管内全自治体への今夏の需給および対策の説明の実施
- ・ 自治体及び近畿経済産業局と連携した節電PRの実施
- ・ 火力発電所における設備更新工事の前倒しや火力発電設備の保守等の強化（異常兆候の早期発見・計画外停止時の早期復旧等）
- ・ ホームページやフェイスブック、検針票裏面等を活用した節電のお願いや、ホームページ等による電力需給状況のお知らせ
- ・ 電気使用量のお知らせサービス（はぴeみる電）の登録者拡大による節電・省エネの促進
- ・ 計画調整特約によるピーク時の負荷調整等

○ 需給ひっ迫時の取組

- ・ 需給ひっ迫メールによる自治体・顧客への周知
- ・ 卸電力取引所からの調達や他電力会社からの更なる応援融通など、供給力の最大限の確保
- ・ 瞬時調整特約を活用した需要抑制
- ・ 通告ネガワット特約を活用した需要抑制
- ・ BEMSアグリゲータとの協業による需要抑制

徳島夏のエコスタイル！

攻めの省エネ！
賢い省エネ！

ライフスタイルの
転換へ！

徳島から提案！
関西広域連合へ！



(取組み例)

◆家族でおでかけ・節電キャンペーン◆

◆徳島県版サマータイム「あわ・なつ時間」◆



スマート社会づくり徳島モデル事業



創エネと蓄エネで
地域の電源確保！

HEMS

次世代自動車・
蓄電池

太陽光発電

燃料電池



省エネ診断



地元説明会

点の取組み

面の取組み

地域の取組みへ

徳島県電気自動車(EV)災害対応モデル事業

地震から4日後でも47%・約20万件の「高い停電率」、
その大部分が沿岸部に集中

南海トラフ巨大地震を想定

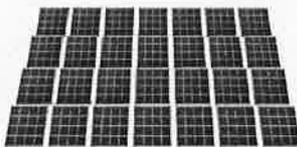


徳島県における新たな取組み

徳島県電気自動車 (EV) 災害対応モデル事業

～動く蓄電池として「EV」の機能を最大限活用～

メガソーラー



防災拠点(県庁舎)

・防災拠点機能の強化
→ 非常用電源のリダンダンシー

- ・太陽光パネルからの直接充電も可能
- ・充電時間の短縮(4時間)
- ・停電時には庁舎に電力供給

発電

電力供給

充電

V2Hシステム

Vehicle
2 (To)
Home

避難所等



移動



EV・PHV

一石二鳥、三鳥のメリットを生むEVの活用を推進！

新たな「国土のグランドデザイン」（骨子）に対する関西広域連合の意見（案）

国土形成計画（平成 20 年閣議決定）策定後の情勢変化を踏まえ、国土交通省が有識者懇談会を設置し、概ね 2050 年を見据えた今後の国土・地域づくりの中長期指針となる新たな「国土のグランドデザイン」（以下、「グランドデザイン」という。）の検討を行っており、3 月 28 日に骨子を取りまとめられた。

国土交通省では、今後、この骨子をもとに広く地方の意見を聴取しながら、今夏頃に最終のとりまとめを行い、国土形成計画の見直しにつなげていく予定であることから、以下について強く要請する。

1 国土形成計画の見直しに向けた意見

① 見直しの検討に際しては、まず現計画の検証を行うこと

グランドデザインについて、国土形成計画の見直しにつなげていく予定であるなら、少なくとも見直しの検討に際しては、まず現在の国土形成計画について省庁横断で詳細な検証を行うべきである。

② 地域主導で各ブロックの圏域の将来像を検討し、それをもとに手続きを行うこと

国土形成計画の見直しにつながるグランドデザインの策定については、国土交通省主導で進められているが、本来、グランドデザインの策定、さらに国土形成計画の見直しに向けては、地方分権改革推進の観点から、地域主導で各ブロックの圏域の将来像を検討し、その検討をもとに手続きを行うべきである。

その際には、区域の境界に属する都道府県の取り扱いについては、当該都道府県及び区域構成団体の意見を尊重し、必要に応じ、複数の区域の重複を認めるべきである。

③ 関西広域連合の意見を聴取する場を設け、意見を最大限反映すること

見直しに際しては、現在、国土交通大臣が都道府県・政令指定都市の意見を聴き、計画の案を作成し、閣議の決定を行うこととされているが、この枠組みを超えて、関西広域連合にも十分意見を聴取する場を設け、その意見について最大限反映すること。

④ 次期近畿圏広域地方計画を検討する際は、関西広域連合に策定権限を移譲すること

特に、少なくとも次期近畿圏広域地方計画を検討する際には、広域行政の責任主体が確立されている関西圏域について、府県域を越え調整を図ってきた実績がある関西広域連合に、近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲を行うべきである。

2 グランドデザイン策定についての意見

① 関西広域連合の意見を最大限反映すること

グランドデザインのとりまとめに際しては、広く地方の意見を聴取することとなっているため、関西圏域における広域行政の責任主体である関西広域連合の意見について最大限反映するべきである。

② 近畿圏広域地方計画協議会に、関西広域連合を加えた意見交換の場を開催すること

具体的な手法として、近畿圏広域地方計画協議会幹事会の場を活用した意見交換に留めず、同協議会に『関西広域連合』を加えた意見聴取の場を開催する、又は、関西広域連合委員会において骨子の説明と意見交換を行うべきである。

3 グランドデザインの方向性に関する意見

[総論] ※主として骨子の「理念」に関連して盛り込む或いは明確化すべき意見

(1) 国土形成の基本理念、東京一極集中からの脱却に関して

① 首都圏への人口流入を食い止め、各圏域が多様性を活かし、繁栄する国土を形成すること

骨子では、各地域が主体性を持って個性を発揮し、地域の活力を高め、東京一極集中からの脱却を図ることを打ち出しているが、その一方で、2050年には、約6割の地域で人口が半減以下になり、うち1/3の地域は人が住まなくなるとし、人口が地域的に偏在することについて、時代の潮流として、やむを得ないものと捉え、何ら具体的な対応策についても触れられていない。

地域の活力を高め、東京一極集中からの脱却を図るには、急激な人口減少社会に対し必要な政策を展開し、地方主導で国土構造を変えていくことが必要であり、何より、この人口の地域的偏在に対して、国、地方が協働した総合的な少子化対策を図ることに加えて、女性や高齢者の活躍を視野に入れ、地方自治体は、圏域内の各地域がそれぞれの個性や資源を活かし主体的に地域活性化に取り組むようなしくみを、政策的に構築する必要がある。そして、国はこのような政策に対し、効果的な支援を行うことや、各地域の競争力の向上による繁栄及び格差是正などの環境づくりに努めることが重要である。

グランドデザインにおいては、このような具体的な内容も含め、首都圏への人口流入を食い止め、地方へもどし、各圏域が多様性を活かし、共存・繁栄する国土の形成を図ることが重要である旨、盛り込むべきである。あわせて、関西は、高いポテンシャルを活かし、先導的にこのような活性化に取り組むモデル圏域となりうる可能性があることから、首都圏と並ぶ日本の双眼構造の一翼を担うことを位置づけるべきである。

② 国の事務・権限を地方に移譲し、地方分権のもとに国土を形成すること

各地域が主体性を持って個性を発揮し、地域の活力を高め、東京一極集中からの脱却を図ることを打ち出すならば、出先機関をはじめとする国の事務・権限の地方への移譲が実現され、地方分権のもとに国土を形成することが重要である旨、盛り込むべきである。

③ 効率性、経済性から心の豊かさの追求へ（成熟社会のモデルの提案）

人口減少社会下においては、これまでのような効率性、経済性のみを重視する成長モデルからの転換が問われている。（※国連の世界幸福度報告書 2013 で日本は 43 位）

グランドデザインの検討に際しては、心の豊かさが重視されるべきであり、地域が持つ多様性を活かしながら、量の拡大でなく質の充実をめざす成熟社会のモデルを提案することが必要である旨、盛り込むべきである。

[各論] ※主として骨子の「基本戦略」に関連して盛り込む意見或いは明確化すべき意見

(1) スーパー・メガリージョン(三大都市圏)の形成に関して

① リニア東京～大阪間の全線同時開業など国際競争力の強化につながる取組

スーパー・メガリージョンの形成による国際競争力強化を打ち出すならば、国家プロジェクトとして、リニア中央新幹線東京～大阪間の全線同時開業を実現することについて盛り込むべきである。

また、関西国際空港や国際コンテナ戦略港湾である阪神港の機能強化はもとより、広域的な視点から、主要な関西の空港や港湾の相互連携のあり方を盛り込むべきである。

さらに、有機的に機能する交通ネットワーク形成のため、交通結節点である空港・港湾や主要都市をつなぐ高規格幹線道路等のミッシングリンクの解消、高速鉄道網の整備などについても盛り込むべきである。

一方、阪神都市圏の高速道路料金については、料金体系一元化に向け、関係府県市が国等と積極的に取組を進めており、ハード施策に加えて、このような利用者の視点に立ったソフト施策についても具体的に盛り込むべきである。

② 国土の双眼構造への転換と圏域特性を活かした活性化への支援(特区制度の充実等)

スーパー・メガリージョンの形成によって、東京一極集中が加速することのないよう、関西を首都中枢機能のバックアップ拠点に位置づけるなど国土の双眼構造への転換や、各々の圏域の特性を活かした活性化の取組及びこれらに対する「特区制度」をはじめとした大胆かつ柔軟な規制・制度のさらなる改革を実現する国の支援が重要である旨、盛り込むべきである。

なお、施策推進例に掲げる「首都圏の再構築」の取組は、「東京一極集中からの脱却」と矛盾するのではないか。東西で二極を形成するなど、限定された複数の大都市圏がわが国の成長をけん引すべきであり、「大都市圏の再構築」としてまとめるべきである。

(2) 災害に強い国土の形成に関して

① 広域災害に対する総合的な方策の国家プロジェクトとしての推進

災害に強い国土へのリノベーションは、重要な視点であることから、南海トラフ巨大地震や首都直下型地震に対して、総合的な方策を国家プロジェクトとして推進すること、特に、2大地震の発生を想定した日本の災害対応、震災後の復旧・復興のシナリオを今から検討し、備えと復興の基本方向を明示しておくこと、さらに首都圏はもとより関西圏域においても、ひとたび被災すれば国家レベルの危機にもつながりかねず、関西経済ひいては日本経済に多大な影響を及ぼすことから、都市部のハード整備の重要性を明確に位置づけるべきである。

② 関西の首都機能のバックアップ拠点への位置づけ

中枢機能、重要インフラのバックアップ確保の観点からも、関西を代替拠点と位置づけたバックアップ体制の早期構築、さらに産業活動の継続性の向上に向け、双眼型・多極型の産業再配置と事業継続性の強化が重要である旨、盛り込むべきである。

③ 多軸型の国土形成の視点からの検討（ミッシングリンク解消、リダンダンシー確保等）

災害に強い国土づくりの観点から、太平洋新国土軸、日本海国土軸などの多軸型の国土形成を実現することが必要であり、日本海側と太平洋側の連携推進を打ち出すとともに、内陸発展に必要な交通・エネルギーなどのインフラ整備を推進する具体的な方策を示すことは重要な視点である。

特に、リニア中央新幹線のみならず全国新幹線鉄道整備法に基づく基本計画に位置づけられた山陰新幹線及び四国新幹線等の整備計画格上げを行うなど高速鉄道網の多重化を進めるとともに、高速交通網のミッシングリンクの解消、日本海側と太平洋側を結ぶ天然ガスパイプラインの整備等によるエネルギー確保の多重化、さらには日本海側と太平洋側港湾の相互補完や機能分担など災害時におけるリダンダンシーの確保の観点を盛り込むべきである。

(3) 人口減少社会に対応した地域構造の再構築に関して

① 集約の是非も含めた居住地集約についての考え方、総合的な施策展開方策

コンパクトな拠点をネットワークで結ぶ地域構造の構築、特に一定の時間軸の中で、誘導策等による「居住地の集約化」は、人口減少社会下における1つの重要な戦略と理解するが、地域の選別など大きな課題がある。

ランドデザインの中で、コンパクトな拠点の規模やネットワークの具体例を明確にすることが必要である。また、そもそも誘導による集約が望ましいのか、集約ではない地域活性化策のあり方など、居住地集約に対する基本的な考え方や具体方針などをより明確にすることが必要である。さらに、地域主導で具体的な地域活性化のイメージを描き、住民参画のもと実現を目指すことが重要であるとともに、各地域の主體的な地域活性化の取組に対し、国全体の問題として、地方自治体の具体

的な施策展開を支援する国の環境づくりが不可欠である旨、盛り込むべきである。

また、具体的に進めるには、道路行政・医療福祉行政など分野を問わず、総合的な施策展開が必要であることから、国出先機関の権限を地方へ移管するべきである。

② 人口減少社会下のライフスタイルモデルの提案(多自然地域等での心豊かな暮らし)

骨子では、サービス機能の集約化・高度化を進め、交通ネットワーク及び情報ネットワークで住民と結び、その後、一定の時間軸の中で、誘導等により、居住地の集約化を図るといった、これまでの延長線上で、あまりに効率性を重視する暮らしの捉え方が目立つ。

効率性を重視するだけでなく、都市部から中山間地域への移住、中山間地域で豊かに安心して暮らせる地域づくりを推進するといった視点もランドデザインに取り入れていくべきである。例えば、小規模集落や中山間地域等において、元気な高齢者をはじめとした人々が、自らの選択に基づき、菜園付住宅や貸し農園などを活用し、自給自足的な自然と共生した暮らしを営み、それが健康長寿や心豊かな暮らしや、さらに災害時対応にもつながるなど、人口減少社会におけるライフスタイルモデルを提案し、盛り込むべきであり、あわせて、このような地域における定住促進、生活支援等のサービス提供、賑わい創出や農業振興など、地域活性化策を地域主導でどう描くか、その具体的なプロセスを示すべきである。さらに、空き家、未利用地などの保全・利活用の方向性や、ICT等の技術革新が地域活性化へどう結びつくか、その可能性についても示すべきである。

③ 暮らしを支え、経済を持続可能にする大都市・拠点都市の戦略的形成

骨子では、大都市圏域のめざすべき姿についての記載があるものの、2050年までに、大都市は他地域よりも急速な高齢化の進行、高度経済成長期に整備したインフラの一斉更新などの多様な課題に向き合う必要がある。

そのことを踏まえ、国民が全国で安心して快適な暮らしを営んでいけるような国土の形成を目指し、人々の暮らしを支え、経済を持続可能にする大都市や各地域の拠点都市を戦略的に形成しなければならない。

そうした基本認識のもとに、大都市・地域の拠点都市のあるべき姿について示すべきである。

④ 高次都市機能連合について、新たな市町村合併につながらないようにすること

生活の拠点となる人口10万人以上の都市から交通1時間圏内にある、複数の市町村からなる人口30万～50万程度の都市圏を高次都市機能連合とし、機能分担・連携することについては、さらなる市町村合併等につながらないようにしくみを検討すべきである。

なお、検討においては、平成の大合併の十分な検証を行うこと。加えて、合併によって被合併地域の衰退が目立っていることを踏まえ、2050年の社会を想定した場合の国、都道府県、市町村のあり方、特に、大都市自治体のあり方も検討する必要がある旨、盛り込むべきである。

⑤ 離島等に人が住み続ける地域づくりについての方針と最大限の国の支援

農山漁村や離島・半島は、国土管理の拠点となる場所であり、そこに人が住み続ける地域づくりを推進することについては、圏域内の均衡ある地域形成をめざすものであり理解はできるが、人口減少社会下においては難しい。

人が住み続けることが必要な地域とはどのような地域か、農山漁村はすべてなのか、外海の遠距離離島だけなのか、国において、その具体的な方針をより明確化し、その地域については、強力な国の支援を講じる旨、盛り込むべきである。

(4) 女性、高齢者、若者、障がい者が活躍できる社会の構築に関して

① ユニバーサルデザインの理念、コミュニティ再構築の方針

政策の連携等によりコミュニティを再構築することは、人口減少社会下の重要な戦略と理解するが、女性や若者が大都市へ流出し、人々が疎に暮らし独居高齢者が増加する地域においては難しい。

「ユニバーサルデザイン」という基本理念を盛り込むとともに、国土形成計画の中で、高齢者介護や生活支援サービス、元気な高齢者の社会参加、子育て支援、若者の就業支援のしくみの具体的な方向など、コミュニティ再構築の方針を明確にし、子ども、女性、若者、高齢者、障がい者が、どんな活動をし、どう支え合うか、地域主導で具体のイメージを描き、住民参画のもと実現を目指すことが重要である旨、盛り込むべきである。

② 女性、高齢者、障がい者の社会参加及び若者の就労支援に対する基盤整備等の推進方策

骨子では、障がい者の社会参加の視点が欠けているため、明示すべきである。

人口減少社会の到来は不可避であり、生産年齢人口の減少が見込まれることも踏まえ、女性、高齢者、若者、障がい者等の多様な主体（人材）一人ひとりが今まで以上に力を発揮し、社会を支える役割を担うことができるようにすることが重要である。

そのため、女性や高齢者が働く環境の基盤整備（テレワークの活用、女性の役員登用率の向上、男性の育児休業の積極的取得促進、定年延長・再雇用制度の充実、ワークシェアリングも踏まえた生きがい就労の仕組づくり等）や社会に旅立つ若者が就職できず、若者をスポイルしてしまう採用システム（エントリーシート式の採用システム、新卒一括採用システム等）の見直しなど、具体的な推進方策を盛り込むべきである。

(5) 観光、エネルギーに関して

① ICTの活用など国際観光の誘客促進策

国際観光は、地域経済に及ぼす影響が大きく、グローバル化する世界経済の中で日本が将来発展のために重要な視点であることから、無料 Wi-Fi や外国人旅行者にやさしい観光案内表示の整備など、訪日外国人旅行者受入環境の充実や ICT の活用など「空港等における出入国手続きの迅速化・円滑化」の促進など具体的な誘客促進策を盛り込むべきである。

② 再生可能エネルギーの導入目標に基づく施策の推進

再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源であり、日本が安定したエネルギー需給構造を確立するためには必要である。

そのため、中長期的な目標を持って再生可能エネルギーの導入促進に取り組むため、グランドデザインに「再生可能エネルギーの導入目標」を意欲的に盛り込むとともに、これらの目標を達成するために必要な取り組むべき主要施策にしっかりと位置付けるべきである。

はなやか関西・文化戦略会議の設置・検討について

【テーマ：2020年東京五輪等開催に向けた関西文化の内外への発信強化】

平成26年5月22日

広域観光・文化振興局

今年度、有識者等による「はなやか関西・文化戦略会議」を立ち上げ、様々なテーマ等を検討することとしておりますが、このたび、下記のとおり、2020年東京オリンピック・パラリンピックや関西ワールドマスタースゲームズ2021などの開催に向けた関西文化の内外への発信強化について、先行して検討してまいります。

併せて、これらの取組を進めるため、広域観光・文化振興局の体制を整備いたします。

記

1 はなやか関西・文化戦略会議の設置・検討について

(1) 検討テーマ等

- 2020年東京オリンピック・パラリンピックや関西ワールドマスタースゲームズ2021などの開催に向けた関西文化の内外への発信強化 ⇒ 先行して検討

(2) 検討体制

- 先行して検討するテーマ「東京オリンピック等の開催に向けた関西文化の内外への発信強化」については、文化振興、報道、国際、経済等の分野の有識者10名程度で構成
- 同会議には、有識者のほか、広域連合構成府県市及び福井県、三重県、奈良県、関西済連合会、近畿地方整備局、関西元気文化圏推進協議会、歴史街道推進協議会等も参加

(3) 検討日程等

- 東京オリンピック等の開催に向けた関西文化の内外への発信強化
 - ・ 6月～9月 会議設置・検討
 - ・ 10月 連合委員会で国に対する要望（政策提案）内容を協議
 - ・ 11月 大会開催基本計画に反映してもらえるよう国に対し要望（政策提案）

(4) 参 考

- 他の検討テーマ等については、随時検討を行う。
 - 次年度以降の事業
 - 欧州連合等における文化政策について研究
 - はなやか関西の文化振興における施策展開 等

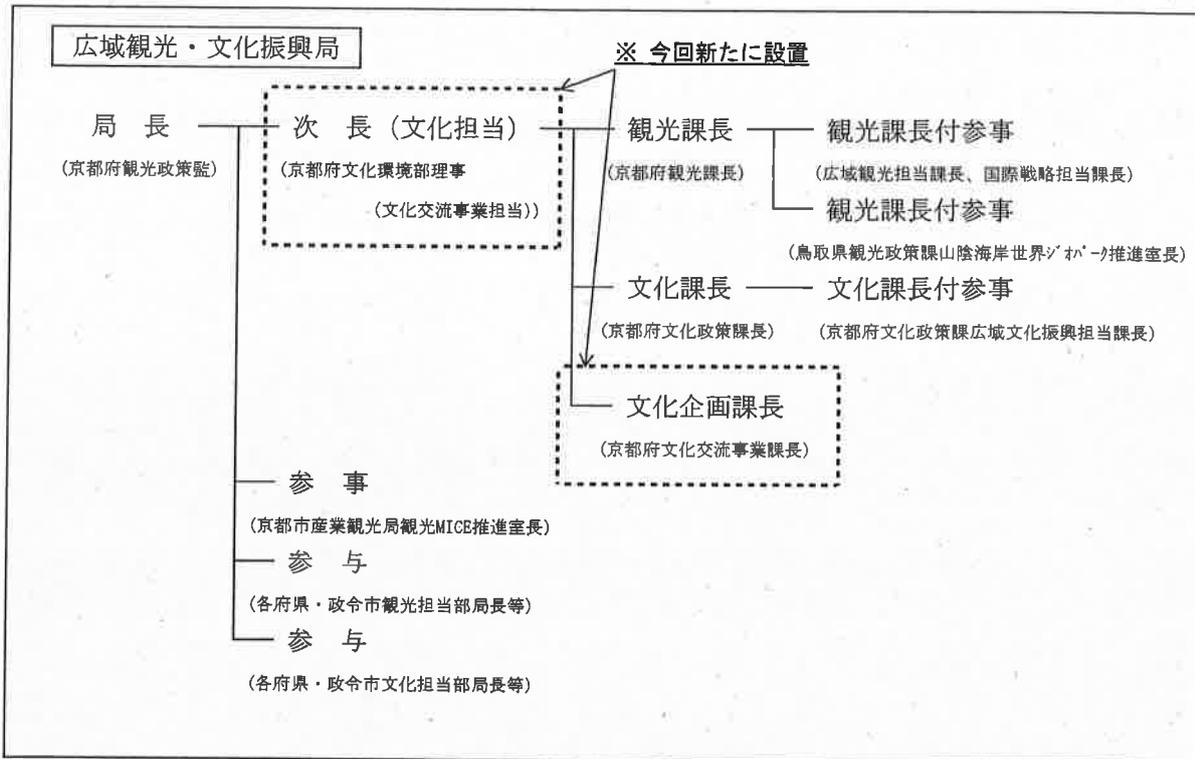
2 2020年東京五輪等開催に向けた関西文化の発信強化のための体制整備について

(1) 改正理由

- 2020年東京五輪等の開催に向けた関西文化の戦略的な発信強化などの取組を進めるため、当課題を専管する体制強化を早急に図る必要があるため。

(2) 組織(案)

- 広域観光・文化振興局に、新たに「次長(文化担当)」及び「文化企画課長」を置く。



(3) 設置時期

- 6月 1日

ドクターヘリ事業の取組について

平成 26 年 5 月 22 日
広 域 医 療 局

関西広域連合管内において、複数機のドクターヘリが補完し合う相互応援体制の充実を図るため、このたび、「徳島県ドクターヘリ（KANSAI 藍・バード）」と「高知県ドクターヘリ（勇気の花号）」との間で「相互応援協定」を締結することとなった。

今後、各運航会社によるヘリポート調査及び運航訓練等を行い、7月中に相互乗り入れを開始予定である。

調印日：平成 26 年 6 月 3 日（火）

	徳島県ドクターヘリ (KANSAI・藍バード)	高知県ドクターヘリ (勇気の花号)
		
基地病院	徳島県立中央病院 (徳島市蔵本町)	高知医療センター (高知市池)
出動範囲	みよし広域連合消防本部管内 (三好市、三好郡東みよし町) 人口：44,995人 面積：844.03km ²	室戸市消防本部管内 (室戸市、安芸郡東洋町) 人口：18,157人 面積：322.40km ²
ヘリの 要請順位	①徳島県ドクターヘリ ②高知県ドクターヘリ ③徳島県消防防災ヘリ	①高知県ドクターヘリ ②徳島県ドクターヘリ ③高知県消防防災ヘリ

(人口・面積：平成 22 年国勢調査による)